101-322

問題文

保険調剤は、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」に基づくものである。この規則の根拠となっている法律はどれか。1つ選べ。

- 1. 介護保険法
- 2. 医療法
- 3. 健康保険法
- 4. 薬剤師法
- 5. 医薬品医療機器等法

解答

問322:1,4問323:3

解説

問322

選択肢1は、正しい選択肢です。

選択肢 2 ですが

薬担規則第10条によれば「翌月末」まで、ではなく「遅滞なく」です。「遅滞なく」は、具体的な日数が決まっているわけではありません。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3 ですが

薬剤師法第 27 条より、処方せんの保管期間は 「3」 年です。「5年間」では、ありません。よって、選択肢 3 は誤りです。

選択肢 4 は、正しい選択肢です。

以上より、正解は 1,4 です。

問323

薬担規則と略される 本問の規則は、規則第1条によれば「健康保険法の規定に基づき・・・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を次のように定める」とあります。従って、この規則の根拠は健康保険法です。

この条文を思い出すことができなかったとしても「薬局 及び 薬剤師」の規則なのだから、介護保険だけの話では、カバーしきれない。薬剤師法だけでは、カバーしきれない。医療機器の話ではない。ということで、選択肢1,4,5 は誤りと考えられます。

さらに「保険」というキーワードが繰り返し出ていることから、「医療」という漠然としたものよりも「健康 保険」という名前がつく法律の方が適切であると推測できるのではないでしょうか。

以上より、正解は3です。